

草津市相談支援体制検討プロジェクト設置要領(令和2年度)

(目的)

草津市における障害児者の自立支援にむけた相談支援の担い手を増やし、計画相談、委託相談(一般相談)の役割分担を検討し、相談支援の新規利用希望に十分にこたえられる体制の検討を行う。協議の結果は、草津市障害児(者)自立支援協議会の運営会議、定例会議等を通して構成機関に報告し、草津市の相談体制の将来像を市に提案する。

(草津市の相談支援の現状)

(数字は令和2年3月末時点)

障害児者の福祉サービスの利用時の計画相談支援事業が草津市で本格的に始まった平成25年より約6年が経過した。この間にサービスの利用を希望するすべての方の計画相談の作成は完了したが、新たな利用者の増加や、家族丸ごと複雑に絡み合った課題を抱える当事者や家族などの相談に対応する必要性は、ますます大きくなっている。

- 障害福祉サービス利用者数 922名 計画作成済922名(うちセルフ124名)
- 障害児通所サービス利用者数 439名 計画作成済439名(うちセルフ139名)
- 相談支援事業所数 10事業所(うち障害児相談支援を実施しない事業所は3事業所)
- 委託相談(一般相談)支援事業所 2事業所(ほっとココ、地域生活支援センター風)
- 相談員の数 29名(市内事業所に所属)

(プロジェクトで検討する内容)

- (1)相談支援事業の現状と課題の抽出
- (2)相談支援事業の対象者数の分析と計画相談及び委託相談の充足状況
- (3)基幹相談支援センターの期待される役割
- (4)相談支援体制の中長期構想案の検討 等

(会議の位置づけ)

草津市自立支援協議会のプロジェクト会議として位置づける。

(構成員)

- (1)プロジェクトの構成員は、相談支援事業所の代表(特定相談支援及び障害児相談支援)、就労支援機関の代表、委託相談支援事業所の代表、障害者通所事業所の代表、滋賀県自立支援協議会事務局、発達支援センター、障害福祉課、NPO法人草津市心身障害児者連絡協議会等とする。
- (2)プロジェクトリーダー、副リーダーは構成員の互選により選任する。

（事務局）

プロジェクトの事務を処理するため、NPO 法人草津市心身障害児者連絡協議会に事務局を置く。

（スケジュール）

令和元年11月 プロジェクト設立構想提案

令和2年6月 草津市障害児（者）自立支援協議会運営会議等で承認

令和2年8月 約1か月に1回程度プロジェクト会議（令和2年度は、令和3年2月頃まで）

令和4年3月 令和3年度中にプロジェクトとしての方向性を決定し市に提案

（委任）

この要領に定めるもののほか、プロジェクトの組織および運営に関し必要な事項は、リーダーがプロジェクト会議に諮って定める。